

〔備陽記 二十〕備前國戰場之事

一舟津原之已午ノ方ニ誓紙ノ井アリ、甚淺シトイヘドモ、昔ノ滴リ不止シテ、四季トモニ水ツクルコトナク、所ノ用水トス、夏ハ冷水バカリナリ、冬ハ温ニシテ湯ノ如シ、昔盛綱兒島ヲ給リ、入部ノ時、家臣ヲ集テ被申シハ、彌以此後二心有間敷ト、各神水ニテ誓セシ時、此井ノ水ヲ用ユル故、誓紙ノ井ト名付ルト云傳ル由、

〔古今著聞集 和歌 五〕鳥羽法皇の女房に、小大進といふ歌よみ有けるが、待賢門院の御方に、御衣一重

うせたりけるをおひて、北野にこもりて、祭文かきてまもられるに、三日といふに、神水をうちこぼしたりければ、檢非違使、これに過たる失やあるべき、いで給へと申けるを、小大進泣々申やう、おほやけの中のわたくしと申は、これなり、今三日のいとまをたべ、それにまゐるしなくば、われをぐしていで給へと、打なきて申ければ、檢非違使も哀に覺て、のべたりける程に、小大進、

思ひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりしむかしを略 下

〔源平盛衰記 四〕鹿谷酒宴靜憲止御幸事

近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、檢非違使五位丞マデ成テ、安元元年十一月廿九日ニ、追儼ノ除目ニ、加賀守ニナル、○中略

涌泉寺喧嘩事

目代師經在國ノ間、白山中宮ノ末寺ニ涌泉寺ト云寺アリ、國司ノ廳ヨリ程近キ所也、彼山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舍人馬ノ湯洗シケリ、僧徒制止シテ、當山創草ヨリ以來、イマダ此所ニテ牛馬ノ湯洗無先例ト云ケレドモ、國ハ國司ノ御進止ナリ、誰人カ可奉背御目代トテ、在俗不當ノ輩散々ニ惡口ニ及テ、更ニ承引セザリケレバ、狼藉也トテ、涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ、目代ガ馬ノ尾ヲ切、足打折、舍人ガツクビヲ突、寺内ノ外へ追出ス、此由角ト馳告ケレバ、目代師經大ニ憤ツテ、在廳國人等